

とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例(平成19年栃木県条例40号)第2条に規定するとちぎの元気な森づくり事業の令和10(2028)年度以降のあり方等について、有識者の意見を求めるため、とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) とちぎの元気な森づくり事業のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和9(2027)年3月31日までとする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会は、座長が議長となる。
- 3 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年2月2日から施行し、令和9(2027)年3月31日をもってその効力を失う。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の検討会は、知事が招集する。